

稚内市立小中学校再編方針及び 実施計画

教育力の向上と新たな地域づくりのために

稚内市教育委員会

平成20年8月

学校再編方針

(1) 学校再編の必要性

全国的にも少子化傾向のなか、人口減少社会が到来している。

本市においては、人口流出による減が大きく、地域社会に大きな影響を与えている。

したがって、児童・生徒数は年々減少しており、第2次ベビーブームと比較しても半減以上の減少率となっている。

学校が小規模化することにより様々な問題が生じてきます。教員の絶対数が少なくなることで、学校経営に大きな支障をきたすことが危惧されるし、音楽や体育の授業などに影響があるなど、児童生徒の学習や生活に及ぼす影響は非常に大きなものがある。

児童生徒の健やかな成長を促すためには、適正な規模の学校で教育がおこなわれることが望ましく、そのためには、学校が適正に配置されることが重要であり、地域の事情を十分配慮するなかで、本市に適した学校再編についての検討が必要となっている。

(2) 教育問題懇話会の答申

稚内市教育委員会は教育長の私的諮問機関として、平成17年12月に「教育問題懇話会」を設置し、「小中学校の統廃合に関すること」として諮問を行ってのる。

当該懇話会は、その検討結について平成19年3月に答申を行ない、その内容は

「小中学校の再編については、市街地校と郡部校のそれぞれの地理的あるいは地域的事情を十分に配慮し、市街地校及び郡部校の両方に対応することが可能な基準の設定・構築を前提に「再編基準」を設けること」となっている。

(3) 学校再編基準の策定

「教育問題懇話会」の答申を踏まえ、学校の適正配置を可能とする学校再編のための「再編基準」の策定を行う。

「再編基準」の策定にあたっては、地域的事情に配慮するため、市街地基準と郡部校基準の二通りの基準（ダブルスタンダード）を策定することとする。

◆ 市街地校と郡部校の区分

市街地校： 稚内中央小、稚内南小、稚内東小、稚内港小、潮見が丘小、
稚内中、稚内南中、稚内東中、潮見が丘中

郡部校： 上記以外の小中学校

2. 小中学校の状況

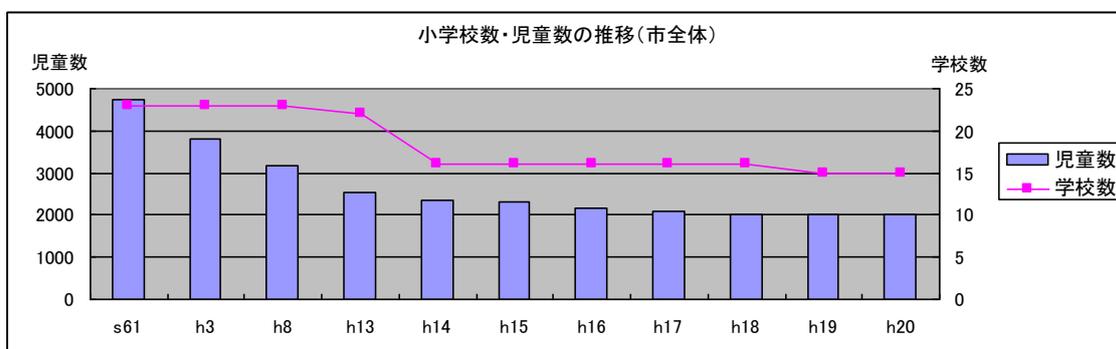
(1) 学校数と児童生徒数の推移

① 小学校（学校数と児童数）の推移

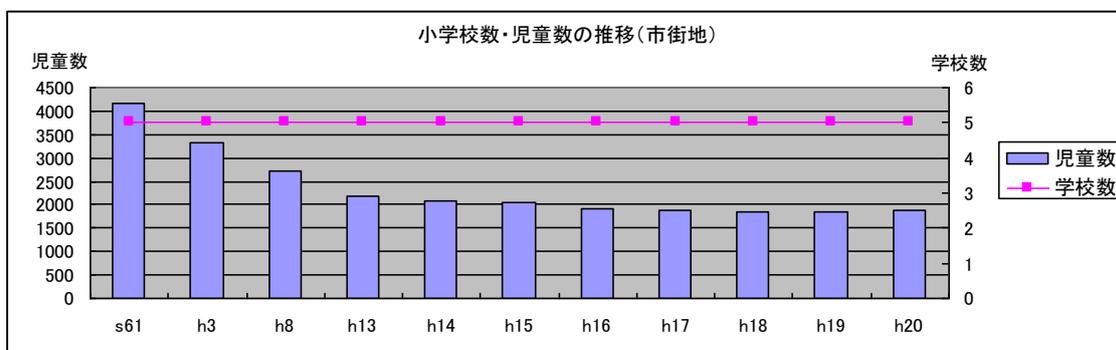
平成13年度に更喜苦内小が潮見が丘小と統合、平成14年度には沼川小（併）、曲淵小（併）、樺岡小（併）、豊別小（併）、上修徳小（併）、上声問小、曙小が廃校し新設統合校である天北小（併）、が新設されたため学校数が大きく減少した。また、平成19年度は抜海小が稚内南小と統合した。平成12年度23校あった小学校が現在は15校となっているが減少は全て郡部校である。

児童数は全体的に漸減傾向であるが、郡部校の減少率は市街地校に比べ非常に高い

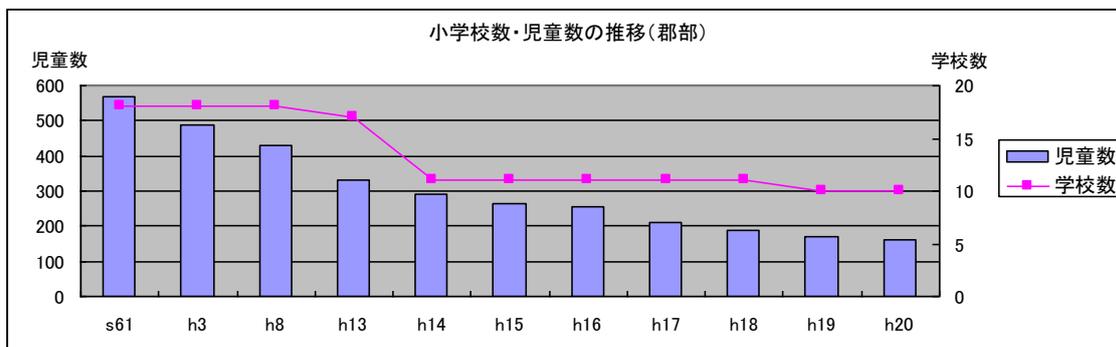
グラフ1 小学校全体



グラフ2 市街地校



グラフ3 郡部校



② 中学校（学校数と児童数）の推移

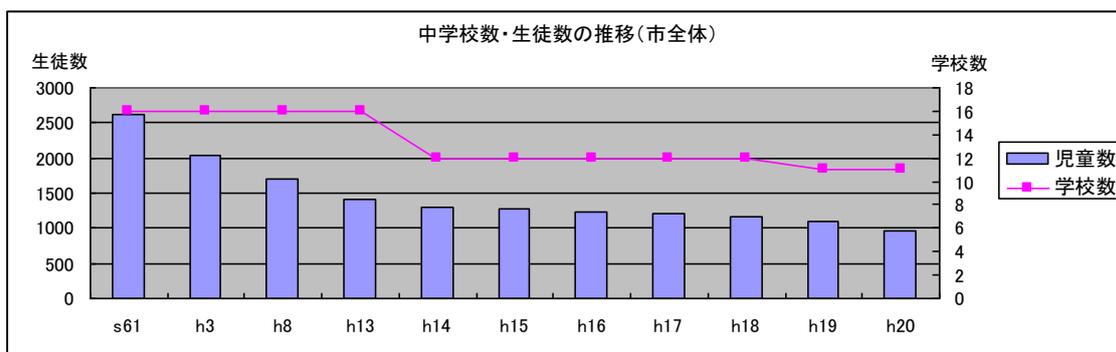
学校数は小学校と同様な推移を示して減少してきた。

平成14年度には沼川中（併）、曲渕中（併）、樺岡中（併）、豊別中併）、上修徳中（併）、が廃校し新設統合校である天北中（併）、が新設されたため学校数が大きく減少した。

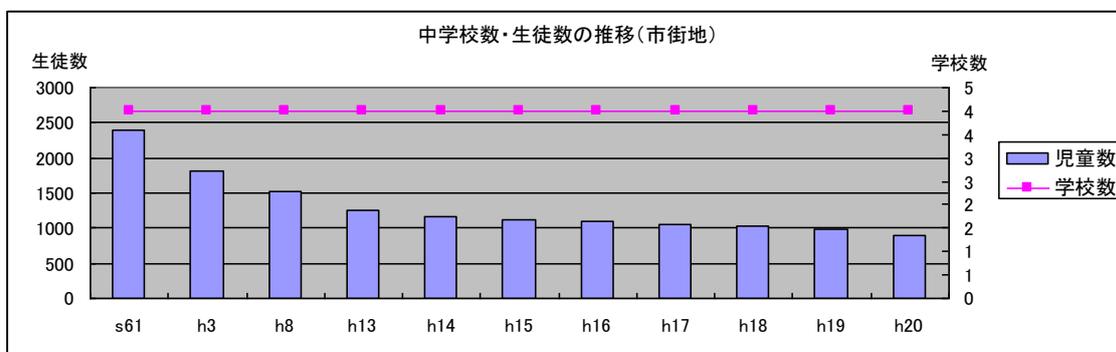
平成19年度には抜海中が稚内南中と統合した。これにより平成13年度16校が11校に減少したがこれは全て郡部校の小中併置校の廃校による。

生徒数は強い漸減傾向が市街地校、郡部校ともみられ、総じて厳しい減少率である。

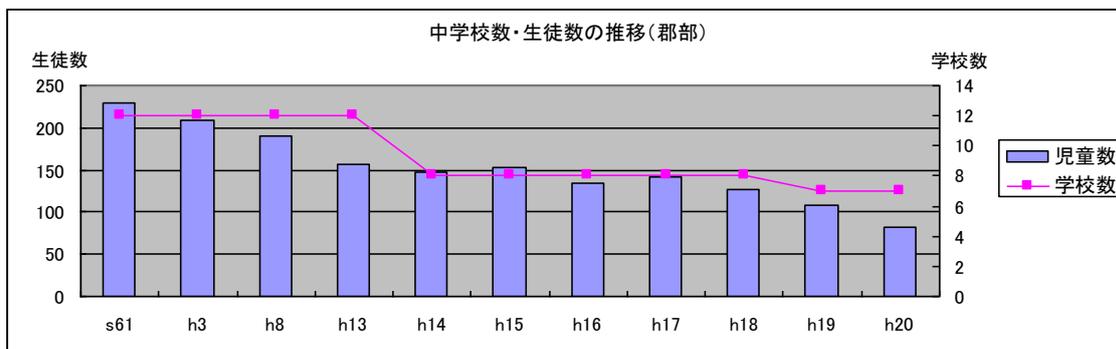
グラフ4 中学校全体



グラフ5 市街地校



グラフ6 郡部校

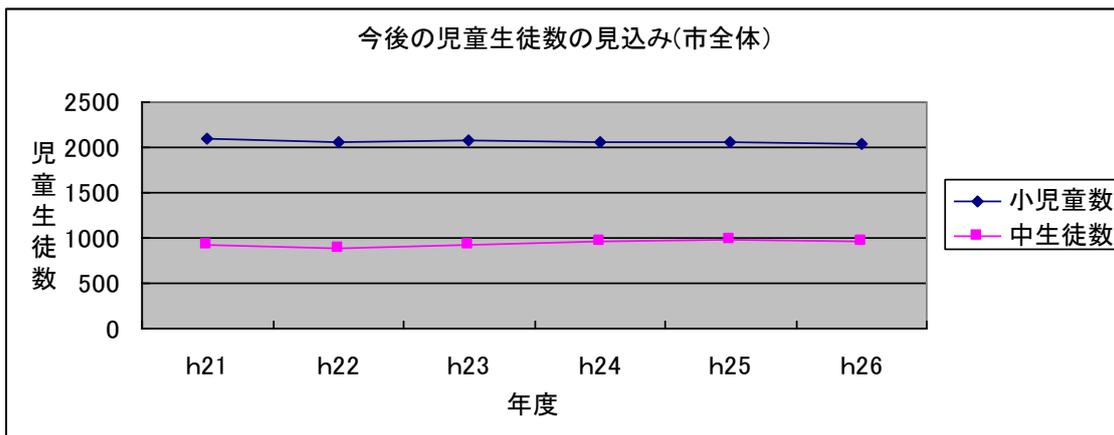


③ 児童生徒数の今後の見込み

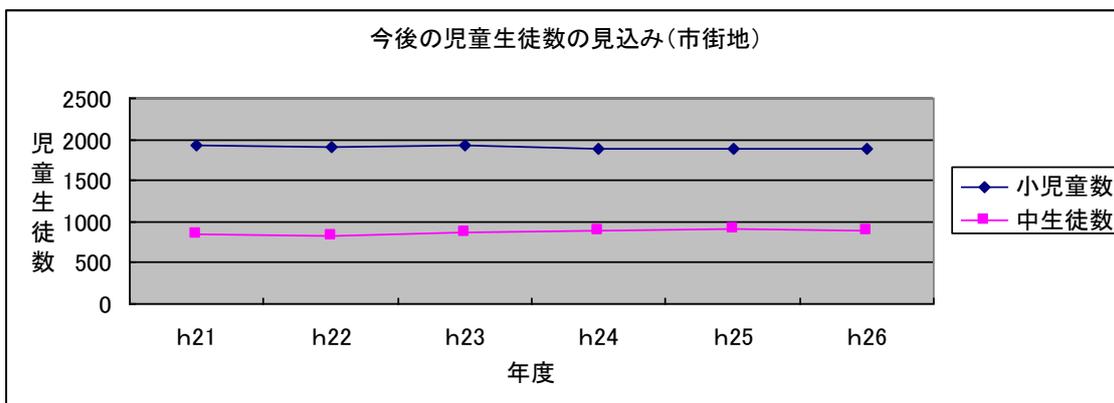
中期的な見込みとしては、児童、生徒ともに横ばいの状況が続くと見込まれる。

市街地校や郡部校においてもこの傾向は変わらないが、郡部校の生徒（中学生）の減少傾向は今後の学校運営に支障をきたす要素である

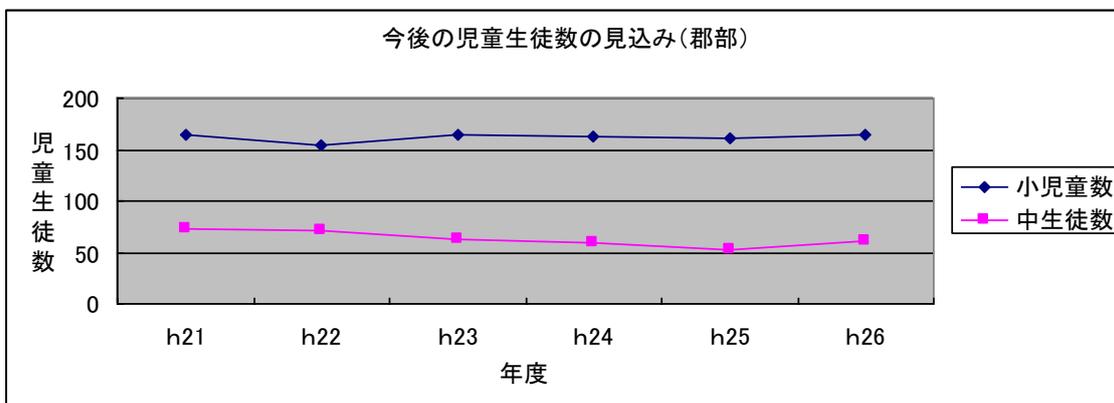
グラフ 7 小中学校全体



グラフ 8 市街地校



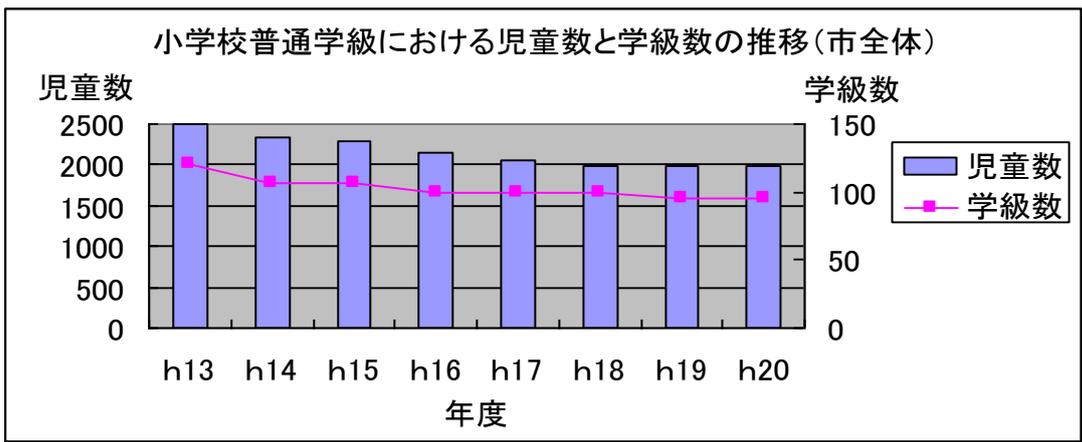
グラフ 9 郡部校



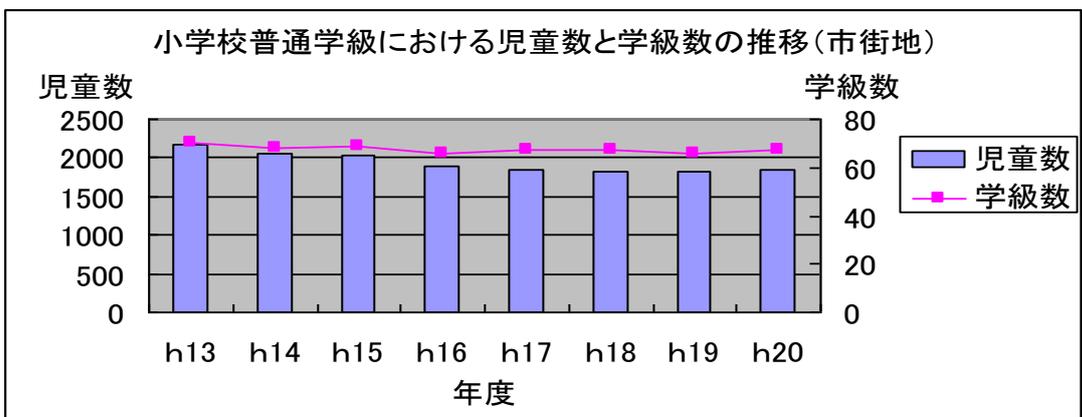
(2) 児童生徒数と学級数の推移

① 小学校児童数と学級数の推移

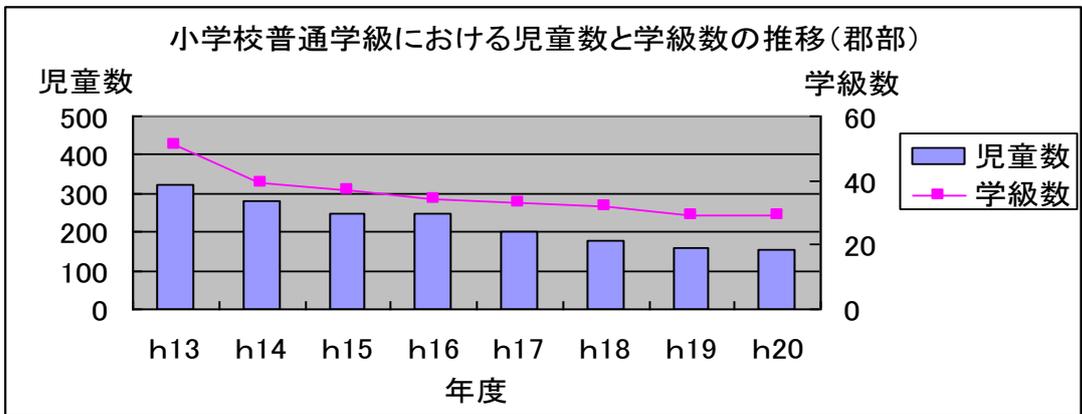
児童数の減少と比例して当然学級数も減少傾向がみられる。しかし市街地校の学級数は横ばいであるのは、少人数学級などの効果が考えられる。一方郡部校は、児童数の減少に比例して学級数の減少も激しく、単式学級から複式学級への移行などの原因が考えられる。



グラフ 11 市街地校



グラフ 12 郡部校

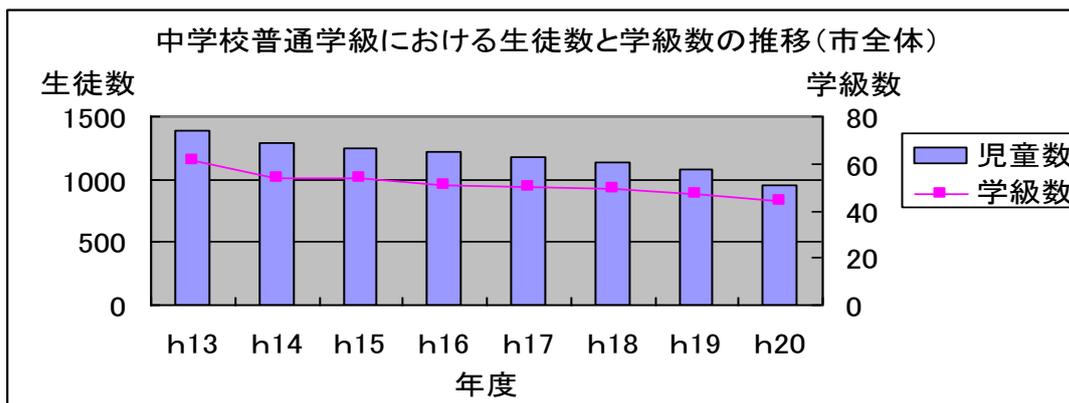


② 中学校生徒数と学級数の推移

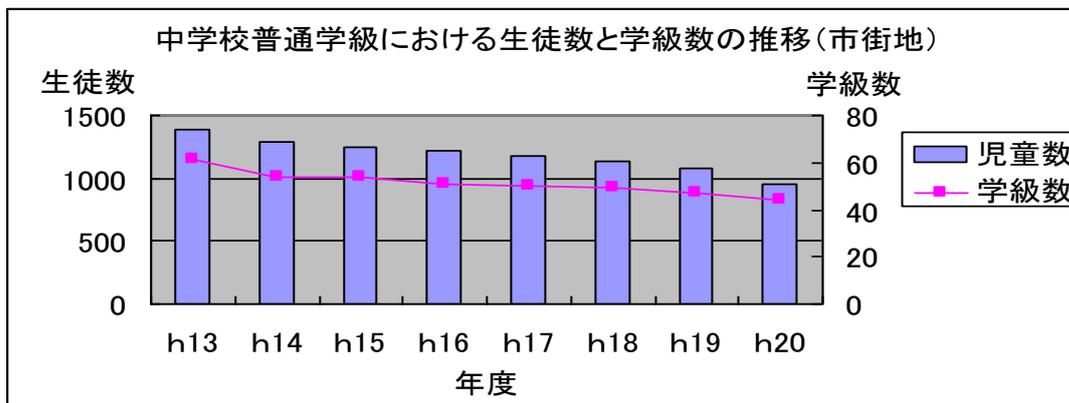
生徒数は児童数に比べ漸減傾向がより強く、学級数も比例して減少している。

この傾向は市街地校、郡部校とも同様であり、道の少人数学級制度もあまり恩恵を受けていない。特に郡部校の学級数の減少が大きく、これは欠学年が発生すると2学級が1学級に半減することの影響と考えられる。

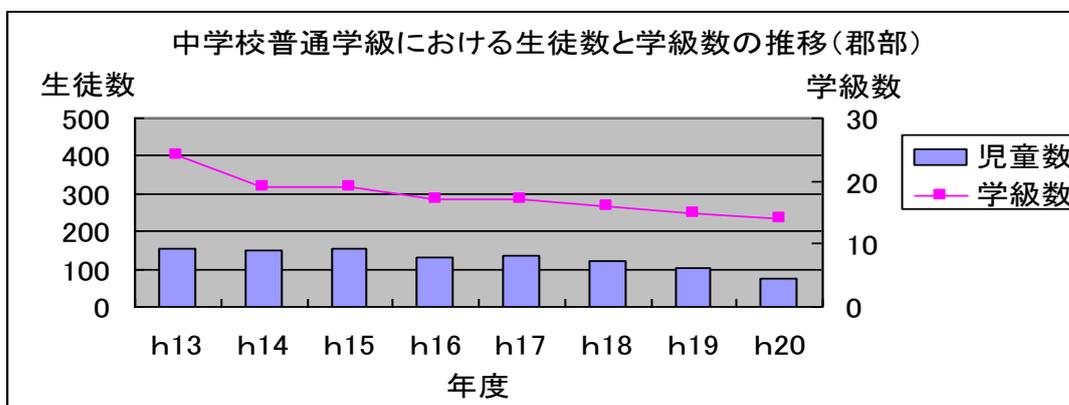
グラフ 13 中学校全体



グラフ 14 市街地校



グラフ 15 郡部校

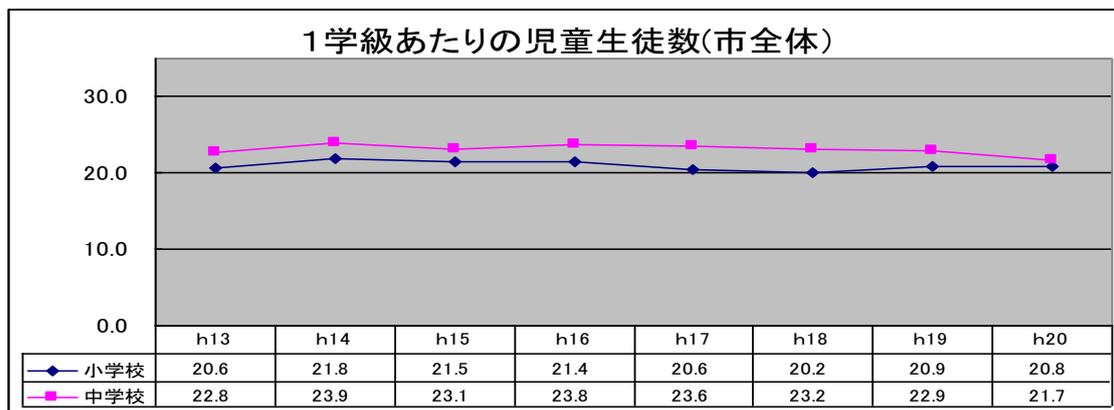


③ 小中学校における1学級あたりの児童生徒数の推移

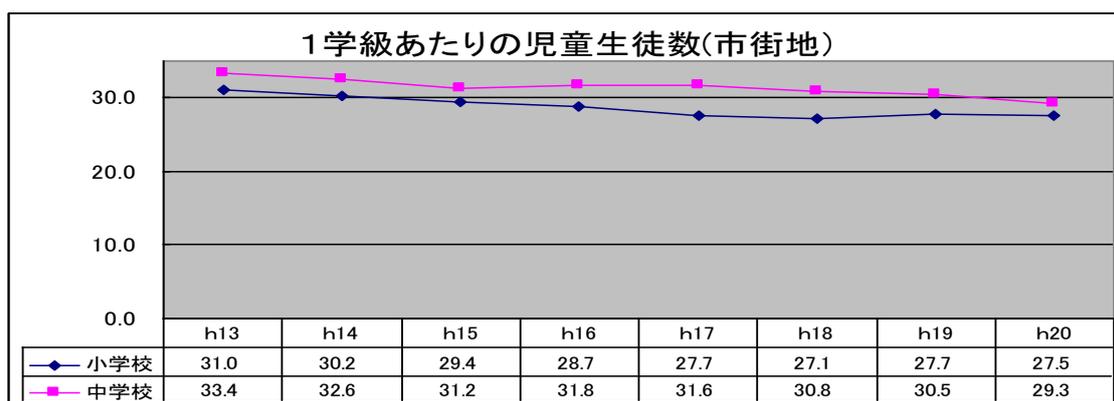
1学級あたりの児童生徒数は概ね横ばい傾向である。

郡部校の極小規模化は大きな教育問題である。

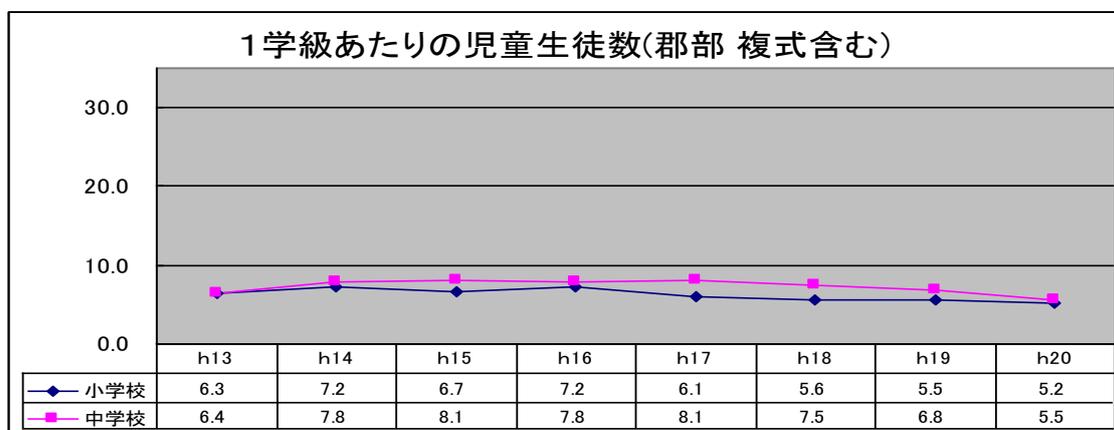
グラフ 16 小中学校全体



グラフ 17 市街地校



グラフ 18 郡部校



(3) 施設の老朽化と耐震化の推進

市内の小中学校のなかで、校舎が昭和56年以前に建設され、耐震基準に合致せず、耐震化補強等が必要な校舎は、小学校15校中8校、中学校11校中5校であり、体育館にいたっては、耐震基準に合致している学校は9校（20校中）しかない。

したがって、計画的に改修や改築を進める必要があるが、そのためにも、学校再編計画を明らかにする必要がある。

校舎（主たる棟）・屋体の耐震基準状況

学校名	校舎建築年	屋体建築年	耐震基準
中央小	H9	H10	校舎・屋体 適合
南小	S38、41、47	S49	校舎・屋体 不適合
東小	H2	S58	校舎・屋体 適合
西小中	S44、H5	S54	校舎・屋体不適合（中校舎適合）
下勇知小中	S58、H10	S58	校舎・屋体 適合
上勇知小中	S54	S54	校舎・屋体 不適合
声間小	S49	S49	校舎・屋体 不適合
増幌小中	S56	S56	校舎・屋体 適合
宗谷小	S63	S63	校舎・屋体 適合
大岬小	H1	S57	校舎・屋体 適合
富磯小	S42	S55	校舎・屋体 不適合
東浦小中	S55	S61	校舎不適合 屋体 適合
港小	S46	S47	校舎・屋体 不適合
潮見小	S50	S52	校舎・屋体 不適合
天北小中	H12 改修	S54	校舎適合 屋体 不適合
稚内中	S47	S49	校舎・屋体 不適合
南中	S51	S53	校舎・屋体 不適合
東中	S45	S45	校舎・屋体 不適合
宗谷中	H11	H12	校舎・屋体 適合
潮見中	S57	S57	校舎・屋体 適合

3. 稚内市の小中学校の規模的な課題

(1) 併置校と複式教育

小学校15校、中学校11校のうち小中併置校は6校あり、したがって単置校は、小学校9校、中学校5校である。

学校が小規模校ということもあり、複式学級は小中併置校では全て、単置校でも小学校で4校が該当し、全体で小学校10校、中学校6校と、郡部校のほぼすべてが複式学級となっている。

したがって、本市教育の特徴である小規模複式学級の学校には、メリット、デメリットがありこれらをまとめると次のようなものである。

① 児童・生徒の学習面

《メリット》

- ・一人ひとりの学習状況を十分把握し、児童生徒の個性や特性に応じた教育活動がしやすく、基礎・基本をより一層確実に定着させることが可能である
- ・小中併置校においては、小中相互の連携が図られ、教師が児童生徒の個性を理解し、9年間を見通した指導ができる
- ・複式学級では、間接指導など自学自習の習慣が生まれやすい

《デメリット》

- ・音楽や体育など本来の学習効果を期待できない教科がある
- ・中学校においては教師が免許強化以外の教科指導に当たらなければならない場合がある。

② 児童・生徒の生活面

《メリット》

- ・児童生徒、教職員がよく知りあい、一体感が生まれ、生徒指導もきめ細やかに出来、いじめなど問題行動が少ない

《デメリット》

- ・複式学級の小規模校では、変化の少ない生活や児童生徒間にある固定的な序列意識を卒業まで固定化されることが起きる
- ・中学校では、生徒のニーズに合った部活動などが指導する教師、参加する生徒数の関係でできない

③ 学校の運営

《メリット》

- ・小規模校中併置校においては、小中相互の連携が図られ、教師が児童生徒の個性を理解し、9年間を見通した指導ができる（再掲）
- ・へき地（郡部校）においては特に学校と地域との結びつきが強く、地域の人材活用など地域と一体となった学校運営が可能です

《デメリット》

- ・複式学級の指導方法を習得するには相当の時間が必要だが、新任教諭の多い本市や宗谷では、単学級を含め学年（複数）を一人で運営することになり、指導計画や教材研究をすべて個人がおこなうため教師の負担は大きい。
- ・小規模校では共同研究が困難のため、教員同士が切磋琢磨する機会が少なく、教員の資質向上に影響が出る。
- ・小規模校では教頭が担任（強化）持たざるを得ず、管理職の負担が大きい。

以上のように、小規模校である小中併置校や複式学級には、マイナスイメージが先行しがちであるが、良い面も多々あり、一概に善し悪しを論じることはできない。

特に本市のように地域ぐるみの子育て運動を学校を中心として取り組んでいる地域においては、学校の存廃が地域の荒廃に結び付くことも十分に考えられ、学校の統廃合については、慎重な姿勢が必要となる。一方では、小規模化すると適正な教員配置ができず教育環境が悪化することも事実である。

特に教科担任制の中学校では教科指導に支障が出たり部活動も制約を受け、生徒の健全な発達に好ましい環境とはいえない。

したがって、学校の適正配置のためには、学校再編を視野に入れる必要があるが、この場合においても、小学校の再編と中学校の再編はそれぞれ違った基準で考える必要があると考える。

4. 学校再編の基本的考え方

教育問題懇話会の答申に沿って、「再編基準」を策定しその基準によって再編を進めていくこととします。

併せて、小学校の基準と中学校の校種の特徴に十分配慮し、それぞれにふさわしい基準を策定する必要があり、この場合も小中において基準が違うダブルスタンダードにならざるを得ないと考えます。

(1) 学校の適正基準

小中学校を市街地校と郡部校とに分類し、それぞれの適正規模基準を定め、その基準を「学校存続の規模」とし、その規模に満たない学校は、学校再編の対象校とする。

適正規模を論じる際には、学校教育法施行規則第41条の規定「12学級以上18学級以下（小学校1学年2学級～3学級、中学校1学年4学級～6学級）」の標準学級数が基準とされますが、本市においては、市街地においてもこの基準に適合できない状況となっており、弾力的に考える必要があります。

したがって 普通学級数において

市街地校 小学校 12学級～18学級

中学校 6学級～12学級

郡部校 小学校 原則として欠学年を生じることなく12名以上の児童を引き続き確保できることが可能な小学校

中学校 原則3学級以上

小中併置校においては、小学校基準または中学校基準のいずれかを満たしていれば「学校存続の規模」とみなす。

(2) 「学校存続規模校」の配置方法

前述の適正基準に合致した「学校存続規模校」の配置方法は、学校の統廃合と特認校制度の適用によって実施することとしたい。

統廃合により、一部、校区の変更も考えられる。

また、小中併置校の統廃合においては、小学校と中学校の統合先が違う場合も想定している。

5. 学校存続規模校と学校再編

広大な行政面積を有し、積雪寒冷地で冬期間の交通障害が懸念されるへき地を校区とする学校が多数存在する本市の学校は、地域のシンボルであるし、文化の中心である。

学校を中心としたコミュニティを形成しており、学校の存廃は地域の存立を左右するといっても過言でない。

一方で、教職員は地域活動の中核として活躍しているし、家族を含めその存在意義は大きい。また、人口問題だけでなく購買力の問題、そして学校に対する交付税措置などを客観的に考察すれば（資料参照）学校はできるだけ存続すべきである。

(1) 小学校の考え方

小学校は、各地域において存続を基本とする。

しかし、「学校存続の規模」に合致しない小学校については、統廃合による学校再編を進めることとする。

地域を共有する郡部校同士が統廃合を行ってもなお、「学校存続の規模」に合致しない場合は、存続に向けて弾力的な取扱いを講じる。

(2) 中学校の考え方

中学校は、教科指導体制の充実や部活動の活性化、集団活動の重要性などを確立するため、「学校存続の規模」に合致しない学校については学校再編しより集約化を図る。この場合、小中併置校においては、小学校は地域での再編、中学校は市街地校との再編というダブルスタンダードによる学校再編が想定される。

(3) 通学手段の確保

再編方針により統廃合の対象となった児童生徒の通学手段は、遠距離通学者を対象に原則スクールバスの運行により確保するものとする。

(4) 小中一貫教育の更なる推進

当該再編方針の進捗状況の如何を問わず、本市教育の重点目標である、小中連携による一貫性のある指導方針、いわゆる小中一貫教育はさらに推進される。

この再編方針により小中併置校が解消された場合においても、新たな中学校校区において小中一貫教育や小・小交流、連携がさらに推進されなければならない。

したがって中学校は、新たな校区内の文化の継承中核校としての役割を担うと共に、子育て運動の地域別中核校となる。

第1章 学校再編実施計画

1. 学校再編実施計画の策定

基本方針に基づき、学校存続規模校を確定し、これにしたがって学校再編をすすめるため、稚内市立小中学校再編実施計画（以下「実施計画」という。）を策定する

2. 実施計画の期間

実施計画の期間は、全体計画を平成21年度から平成30年度までの10年間とし、

第1期 平成21年度から平成23年度までの3年間

第2期 平成24年度から平成27年度までの4年間

第3期 平成28年度から平成30年度までの3年間

3. 学校再編計画の対象校

基本方針で定めた「学校存続規模」に該当しない小中学校を対象とする

小学校 : 稚内西小学校、下勇知小学校、上勇知小学校、増幌小学校、東浦小学校
稚内港小学校

中学校 : 稚内西中学校、下勇知中学校、上勇知中学校、増幌中学校、東浦中学校

4. 学校再編の進め方

第1期 平成21年度から平成23年度までの3年間で実施・検討する事項

- ① 再編方針と実施計画の住民説明会の実施
- ② 地域を共有する下勇知と上勇知の小学校統合の可能性について検討する
- ③ 上記の場合中学校の統合問題について検討する
- ④ 東浦小中学校については統廃合（大岬小、宗谷中）について検討に着手
- ⑤ 増幌小については併置校を解消し単置校としての存続の可能性の検討に着手
- ⑥ 増幌中については統廃合の検討に着手
- ⑦ 稚内西小中は特認校の研究と小中分離について検討する

第2期 平成24年度から平成27年度までの4年間で実施・検討する事項

- ① 上記の検討事項で住民合意を得たものの実施を図る
- ② 稚内港小については稚内南小との統廃合の検討に着手

第3期 平成28年度から平成30年度までの3年間

- ① 第1期及び第2期の検討事項で住民合意を得た者の実施
- ② 住民合意を得られない事項について検証と再提案
- ③ 新学校再編方針の検討に着手

5. 学校再編と施設整備計画の策定

学校再編の方針により学校存続規模校として認定された学校で、耐震基準に合致していない校舎と体育館については、計画的に耐震化工事を進めるための「学校施設整備計画(仮称)」を早期に策定する。

一方、学校再編計画の対象校については、再編内容が確定するまで原則、整備計画の対象外とする。

6. おわりに

少子化の進行と地域の人口減少、地域経済の停滞そして校舎の老朽化が進行するなかで、学校の統廃合(再編)が財政問題とリンクして論議されがちであるが、本市の再編方針は教育問題と地域問題のみに焦点を当てて検討した。

その結果、学校の統廃合は決して財政問題としてもメリットが少ないことが明らかであるし、少人数複式教育に課題もあるが、相当の効果もあり、今後とも郡部校においては地域と共存共生できるものと判断できる。

したがって、学校を地域に残すことを基本とし、教育力の向上と新たな地域づくりのために、市街地校と郡部校、小学校と中学校のそれぞれに違った指針を持った再編方針を定めたものである。

小中学校の統廃合に係る地方財政措置への影響

1 小学校

(財政措置への影響額)

(単位:千円)

減少学級数		1 学級	2 学級	3 学級	4 学級	5 学級	6 学級
影響額	学級分	1,706	3,412	4,265	5,971	6,824	8,530
	学校分	8,469					
影響額合計		10,175	11,881	12,734	14,440	15,293	16,999

(参考)

※1 平成 19 年度決算(見込み)における小学校関係経費(「小学校費」に限る。)

208,403 千円(1 校当たり 13,894 千円)

※2 平成 19 年度算定額 269,484 千円(15 校/112 学級 1 校当たり 17,965 千円)

2 中学校

(財政措置への影響額)

(単位:千円)

減少学級数		1 学級	2 学級	3 学級
影響額	学級分	2,136	4,272	5,340
	学校分	9,133		
影響額合計		11,269	13,405	14,473

(参考)

※1 平成 19 年度決算(見込み)における中学校関係経費(「中学校費」に限る。)

145,531 千円(1 校当たり 14,553 千円)

※2 平成 19 年度算定額 199,781 千円(11 校/62 学級 1 校当たり 18,161 千円)

留意事項

- ・ 措置額の算定に当たっては、平成 19 年度算定資料により算出。
- ・ 「1 学級当たり」の財政措置額は、平成 19 年度の学級数(小学校 112 学級/中学校 62 学級)で算出
- ・ 閉校により措置額に変動を生じる場合は、補正係数における数値急減補正により、3 年間は緩和措置がある。

